

2019年7月31日ウェブセミナー「2018年内部統制報告制度(J-SOX)施行10年目の対応状況の調査結果解説」ご質問とプロティビティの回答

No.	頂いたご質問	Protiviti回答
1	どのような意味合いで経営者評価と内部監査の言葉の使い分けをされていますか？	金融商品取引法24条の4の4に基づき内部統制報告書を作成するための活動を「経営者評価」と呼称し、内部監査部門が実施する業務監査等の監査活動を「内部監査」と呼称しています。
2	監査法人の経営者評価への依拠が無くなると、監査報酬の増加につながりませんか。	監査報酬が増加する可能性はありますが、被評価部署が経営者評価と監査法人の監査に2度対応する手間を省くことのメリットもあり、効率化の為に検討する余地はあると考えています。
3	全社的な内部統制の評価を形骸化させない具体的方法を教えてください。	それぞれの評価項目の趣旨を理解し、財務報告の適切性を確保するという観点から、評価を実施することが形骸化の防止に有効です。 例えば、「従業員等に対する権限と責任の委任は、無制限ではなく、適切な範囲に限定されているか。」という全社統制の評価項目では、職務権限基準や部署ごとの業務分掌が定められていることだけでなく、財務報告の適切性を確保するための職務分離ポイントが定義され、その職務分離が実際に図られているかを評価することなどがあげられます。
4	今ご指摘のあった、「外部監査人の評価対象は経営者評価の結果であって、評価方法でない」という金融庁のQ&Aというのは、平成23年3月31日のQ&Aの間18ということでしょうか。	ご指摘のとおり、金融庁総務企画局が公表している「内部統制報告制度に関するQ&A」(平成23年3月31日改訂)の間18となります。
5	インダイレクトだからといってリスクに応じて監査の効率化を実施するのは、実質的には費用対効果があるか、コンプライアンスとして評価を行った立場としては、外部監査方法から不備を指摘されるリスクを高めてしまうのではないのでしょうか。	重要な不備が発生するリスクが少ない内部統制が成熟しているプロセスについては、評価の効率化を推奨しております。一方で、重要性のある不備が発生する可能性があるプロセスについては、経営者評価においてもリソースを投入し重点的に評価することを推奨しています。
6	評価のローテーションや評価対象プロセス自体のローテーションはかえって、ローテーション対象拠点にとって、数年ぶりに対応するとかえって工数増加にならないですか。	ご指摘のとおり、数年ぶりに評価を実施する際に、被評価部署への趣旨説明などの工数は一定数必要となると考えますが、複数年をトータルで考えた場合には、工数の削減につながるケースが多いと考えています。
7	J-SOXの効率化について、監査法人との協議が必要になると思います。法施行後10年経過して、経営者評価は効率化したものの、監査人監査が従来と同じスタンスという状況も聞きます。特に重要な不備がない場合が続く場合、もっと効率化していきたいと考えます。最近の監査法人様の意識変化はあるのでしょうか。J-SOX監査の担当者は、業務プロセスを理解されていない監査人も多く見られます。	監査法人は、被監査企業と比較し、被監査企業のプロセスやビジネスに関する知識を有していないため、監査証明を発行するために必要な手続きは、一般に経営者評価の工数よりも多くなります。 経営者評価は、自社のプロセスやビジネスの状況への理解に基づき、監査法人よりも効率化した手法で評価を実施することを推奨しています。
8	JSOXへの社内の協力や経営者のコミットを効果的に得るための工夫について、アドバイスがほしい。	JSOXの背景や内部統制を、初心者にもわかるように簡単に説明した研修を行うことにより、JSOXが経理部門や内部監査部門だけでなく、全社的に対応が必要なることを啓蒙し、社内協力を得やすくしている事例があります。 経営者のコミットに関しては、他社での不備発生事例とその影響に関する情報を伝達することにより、自社での取組の必要性を認識してもらうこと等が考えられます。
9	どのような場面にRPAを導入しているのか具体例を教えてください。	評価調書への自動転記など反復継続的に発生する作業に適用します。詳細は弊社WebCast「内部監査部門のRPA対応～RPAを監査する。RPAを活用する。～」を参照ください。 https://www.protiviti.com/JP-jp/insights/20190227-internal-audit-rpa-webcast

No.	頂いたご質問	Protiviti回答
10	内部統制評価と内部監査の連携の工夫についてご助言・好事例をご紹介頂けませんか。	内部統制評価と内部監査の保証領域を定め重複しないように連携する、また、それぞれの結果を統合管理ツールで一元管理し報告や内部監査計画の策定に利用する等の事例があります。
11	JSOX制度対応の根本的な見直し、例えば、「監査法人の交代の義務付け」のような世間の動きがあれば知りたい。	外部監査人の財務諸表監査に関する監査基準が昨年改訂され、2021年3月の決算に対する監査から「監査上の主要な検討事項」(Key Audit Matters)の導入が予定されており、監査報告書で監査法人が内部統制について言及するケースも想定されます。
12	会社法362条が求める「内部統制システム」の構築とJSOX制度対応をうまく融合させている事例があれば知りたい。	各部署で実施している業務の適切性を確保するための様々な取り組み(各種業法対応や情報セキュリティ対応等)とJSOXの取組を、GRCツールを活用し統合的に管理している事例があります。 また、JSOX以外の業務の適切性を確保するための取り組みにつき定期的にモニタリングする手段として、JSOXの全社統制の評価と取り組みを融合している事例があります。但し、融合を過度に推進すると、評価の焦点が定まらず形骸化するリスクが高まるため、それぞれの取組の趣旨に照らした適切な評価が行えるよう留意が必要です。
13	M&Aにより新規にJSOX対応を取り込んでいく場合の整備のポイントを教えてください。	M&A後の早いタイミングで適切な職務分離などの必要な内部統制が整備されているかを確認し、必要に応じて改善を推進する必要があります。 実務においては、言語の問題や新規子会社への遠慮等から子会社任せにし、親会社に関与しないケースがありますが、親会社として適切なリソースを確保し、内部統制の状況を早期に確認することが重要です。その際に外部の専門家を利用することも一案です。
14	内部統制を実行する現場の当事者意識の醸成について、アドバイスがほしい。	当事者意識の醸成は一朝一夕にはいきません。経営トップからの内部統制の重要性に関するメッセージの発信やその方針に則った日頃の経営判断や人事評価、内部統制の研修をはじめとした啓蒙活動等の継続した取り組みが必要です。
15	本日のスライドをPDF形式でいただくことは可能ですか。	プレゼンテーション資料をご提供する予定をしておりません。ご了承ください。